

令和4年11月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

令和4年11月11日 開会

令和4年11月11日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和4年11月11日（金曜日）午後3時開議

- 日程第1 議席の指定（新議員）
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 提案理由の概要説明
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 議案第14号 令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第8 議案第15号 令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第9 同意第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	岩谷政良	2番	安井和則
3番	寿松木孝	4番	藤原明
5番	小松穂積	6番	渡部正明
9番	小林悟	11番	堀部壽
12番	宮崎信一	13番	黒沢龍己
14番	小笠原憲昭	15番	伊藤敏夫
17番	田川政幸	23番	森元淑雄
24番	阿部養助	25番	佐々木謙吉

欠席議員（9名）

7番	関 厚	8番	湊 貴信
10番	後藤 健	16番	佐々木 文明
18番	森田 新一郎	19番	渡邊 彦兵衛
20番	畠山 菊夫	21番	齋藤 多聞
22番	高橋 浩人		

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂積 志	副広域連合長	鈴木 雄大
事務局長	奈良 美奈子	事務局次長 兼会計管理者	佐々木 浩幸
総務課長 兼会計室長	芹田 英一	業務課長	米谷 裕二

議会担当職員出席者

議会書記	石田 正人	議会書記	佐々木 励二
------	-------	------	--------

午後2時58分 開会

○議長（黒沢龍己） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、これから令和4年11月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

議事に先立ちまして、令和4年8月臨時会後の議員の異動についてご報告申し上げます。

美郷町議会において広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選されました議員を紹介いたします。

美郷町議会議長の森元淑雄議員です。よろしくお願いいたします。

日程第1 議席の指定

○議長（黒沢龍己） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、森元淑雄議員は23番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（黒沢龍己） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、小松穂積議員、田川政幸議員の2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（黒沢龍己） 日程第3、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（黒沢龍己） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第5 提案理由の概要説明

○議長（黒沢龍己） 日程第5、提案理由の概要説明を行います。

議案第14号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件及び議案第15号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件の両案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 令和4年11月広域連合議会定例会の開会に当たり、提出案件について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

10月1日より、一定所得以上の後期高齢者の窓口負担割合が1割から2割に引き上げられました。これは、団塊の世代の方々が後期高齢者となり、後期高齢者の医療費の増大が見込まれ、それを支援している現役世代の負担が増加することから、全世代対応型の社会保障制度を構築するために制度の見直しが行われたものであります。本県では被保険者数の約12.3%、2万3,491名が2割負担となりました。

なお、負担の急激な増加を考慮し、外来医療の1か月当たりの窓口負担増加額が3,000円までに抑えられるよう配慮措置が設けられたことから、対象者が速やかに措置を受けられるよう、申請書類を送付したところであります。

今後も、被保険者の方々に対し、制度改正についてご理解いただけるよう、わかりやすく丁寧な周知に努めてまいります。

さて、今議会には決算認定2件を提案いたしております。

初めに、議案第14号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件についてであります。

本件につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

歳入では、予算現額5億4,634万円に対し、決算額は5億4,488万6,244円で、予算現額に対する収入率は99.7%であります。

歳出では、予算現額5億4,634万円に対し、決算額は4億9,288万1,571円で、予算現額に対する執行率は、90.2%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は5,200万4,673円であります。

次に、議案第15号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入

歳出決算認定の件についてであります。

本件につきましても、地方自治法第233条の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

歳入では、予算現額1,533億7,491万円に対し、決算額は1,565億1,034万8,254円で、予算現額に対する収入率は102%であります。

歳出では、予算現額1,533億7,491万円に対し、決算額は1,499億2,403万3,008円で、予算現額に対する執行率は97.8%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は、65億8,631万5,246円であります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、決算につきましては、監査委員の審査を受け、その結果が意見書として提出されております。監査委員の意見につきましては、これを十分に尊重し、今後とも効率的かつ安定的な事業運営に努めてまいります。

日程第6 一般質問

○議長（黒沢龍己） 日程第6、一般質問を行います。通告がございませんので、以上で一般質問を終了いたします。

日程第7 議案第14号 令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件及び

日程第8 議案第15号 令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

○議長（黒沢龍己） 日程第7、議案第14号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件及び日程第8、議案第15号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件の両案は、一括議題といたしたいと思っておりますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第14号令和3年

度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件及び日程第 8、議案第 15 号令和 3 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件の両案を一括して議題といたします。

これより議案第 14 号及び議案第 15 号に対する質疑を行います。通告がございませんので、以上で質疑を終了いたします。

これより議案第 14 号及び議案第 15 号に対する討論を行います。通告がございませんので、以上で討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。

議案第 14 号令和 3 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第 14 号は、認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は認定されました。

次に、議案第 15 号令和 3 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第 15 号は、認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は認定されました。

日程第 9 同意第 2 号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件

○議長（黒沢龍己） 日程第 9、同意第 2 号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 同意第 2 号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件であります。

提出議案の説明に先立ち、当広域連合の板波静一代表監査委員が去る 9 月 28 日にご逝去されました。

故板波氏は、平成 29 年 4 月から 5 年 6 か月にわたり、当広域連合の代表監査委員として務められ、当広域連合の健全な運営のため、ご指導、ご助言くださいました。

ここに深く感謝を申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

それでは、監査委員の選任について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

空席となっている監査委員に、小野昌樹氏を選任することについて、議会の同意を求めようとするものです。

よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（黒沢龍己） お諮りいたします。本案は、人事に関することですので、直ちに採決いたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。同意第2号は同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（黒沢龍己） 広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許可します。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切なお決定をいただき、厚く御礼申し上げます。

今後も、広域連合の運営に対する議員各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。本日は大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉 会

○議長（黒沢龍己） この際お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。
これで令和4年11月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時12分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員